

# 平成20年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

## 議事日程〔第1号〕

9月9日(火曜日)午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第59号議案から第73号議案まで及び  
報第7号から報第9号まで上程

提案理由説明

第72号議案及び第73号議案決算

審査意見報告

第59号議案から第73号議案まで  
及び報第7号から報第9号まで

質 疑

委員会付託

[ただし、各決算認定議案(第72号議案及び第73号議案)及び報第7号から報第9号までは除く]

日程第4 決算審査特別委員会の設置及び委員選  
任(委員会付託)

日程第5 豊後高田市農業委員会委員の推薦につ  
いて

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(22名)

- |      |       |
|------|-------|
| 1 番  | 近藤紀男  |
| 2 番  | 成重博文  |
| 3 番  | 安達隆   |
| 4 番  | 尾上真一  |
| 5 番  | 山田秀夫  |
| 6 番  | 松本博彰  |
| 7 番  | 中山田健晴 |
| 8 番  | 河野徳久  |
| 9 番  | 明石光子  |
| 10 番 | 土谷力   |
| 11 番 | 村上和人  |
| 12 番 | 鴛海政幸  |
| 13 番 | 後藤龍太郎 |
| 14 番 | 安東正洋  |
| 15 番 | 北崎安行  |
| 16 番 | 川原直記  |

17 番 河野正春

18 番 山本博文

19 番 菅健雄

20 番 堂園慶吾

21 番 徳永浄

22 番 大石忠昭

## 欠席議員(0名)

## 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	増田正義
議事係長	清水栄二
書記	安藤雅俊
書記	近藤浩二

## 説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	永松博文
副市長	都甲昌叡
代表監査委員	井ノ口豊則
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	尾形雄治
市参事兼総務課長	佐藤良雄
市参事兼真玉市民センター長	
	山田泰憲
市参事兼香々地市民センター長	
	安東洋義
市参事兼環境課長	水江義和
市参事兼消防長	福光博文
企画情報課長	中嶋栄治
財政課長	野村信隆
税務課長	尾造正直
市民課長	河野英男
福祉事務所長	安東良介
保険年金課長	南松豊久
子育て・健康推進課長	岩永澄雄
商工観光課長	桑原茂彦
農林振興課長	井上晃一
農地整備課長	後藤則隆
建設課長	河野義雄
下水道課長	佐當公夫
水道課長	甲斐好信
総務法規・秘書係長	飯沼憲一
総務課専門員	岩本力

9月9日

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	奥 田 秀 穂
学 校 教 育 課 長	早 田 義 司 郎

議長（中山田健晴君） おはようございます。  
ただ今の出席議員は22名で議員全員の出席であります。

よって、平成20年第3回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に17番河野正春君及び18番山本博文君を指名いたします。

議長（中山田健晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月18日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

議長（中山田健晴君） 日程第3、第59号議案から第73号議案まで及び報第7号から報第9号までを一括議題といたします。

議長（中山田健晴君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 本日ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

諸般の報告の前に、先般の水道料金の滞納対策として上水道を供給している世帯全戸にお配りいたしました文書により、多くの方に誤解を招いたことに

つきましてご説明いたします。

水道料金の滞納につきましては、諸般の経済状況や全国的な公共料金の不払いなど利用者のモラルが社会問題となっており、本市においても催告書の送付や戸別訪問を行うなど未収金の徴収に努めているところでございますが、滞納額は増えている状況であり、この対策には大変苦慮しているところでございます。このまま滞納額が増大すれば、水道料金の改定も検討しなければならない状況であったため、滞納者には今後の給水停止の措置もやむなしと判断したところであり、重大な問題でありますので、全員の方にお知らせすべきであると考え、給水世帯の全世帯にお知らせした次第でございます。この滞納問題を何とかして解決の方向に導きたいという思いで、当該文書を発したわけでございますので、このような事情をご理解いただきたいと思います。ただ、結果として市民の皆様の誤解を招き、ご迷惑をお掛けしたことにつきまして深くお詫びを申し上げます。

次に、9月6日から開催されました北京パラリンピックに本市出身の車いすマラソンランナーの笹原廣喜（ささはら ひろき）氏が出場します。800メートルとマラソンに出場する予定で、これまで血のにじむような練習を積んできた笹原選手の活躍をお祈りするとともに、市民全員で応援したいと思っております。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

日本各地におきまして、集中豪雨による甚大な被害が出ております。大分県北部地域におきましては、6月から現在までの間に8回の大雨・洪水警報が発令され、本市におきましては6月19日と6月21日の大雨により県農道、市道、民家に被害がありました。道路施設にあっては県または市がそれぞれ復旧工事を行い、民家にあっては市が応急措置を実施し、県補助事業により復旧工事を行いたいと考えているところでございます。

なお、本市の防災の取り組みについてでございますが、消防団の夏期訓練の実施や消防積載車の更新などとともに、自治会単位で防災訓練の実施をしていただいているところでございます。

次に、第61回大分県民体育大会についてでございます。県内16郡市が熱戦を繰り広げ、本市からは24種目に421人が出場いたしました。団体ではカヌーが総合2位、バスケットボール女子が3位、ゲートボール男子が3位、個人では12人の選手が3位以内に入賞し、総合で14位という結果となり

ました。

次に、いよいよ今月から始まる大分国体についてでございます。

実行委員会を立ち上げ3年間、職員やボランティアの方々などで準備を進めてまいりました。昨年のリハーサルでは特に問題もなく成功裏の内に終えることができましたので、本番におきましては、議員の皆様を始め市民の方々のご協力をお願いし、おもてなしの心を持ち万全を期したいと存じます。

次に、環境対策についてでございます。今年もごみゼロスタンプラリーを実施しているところでございますが、サマーフェスタで賑わいました長崎島海水浴場での取り組みを皮切りに、2回目は真玉地域で、3回目は市内一斉で清掃活動に取り組みました。

また、7月26日には、昭和の町の夏の風物詩となりました「打ち水大作戦」を行い、浴衣を着てお風呂の残り水などを利用し実施いたしました。

さらに、引き続き実施いたしました「キャンドルナイト」では、国体炬火の集火式を行った後、竹とろうのキャンドルが織りなす幻想的な風景が誕生するなど風情のあるエコ活動を推進いたしました。

次に、商工労政についてでございます。今年も市内企業が一堂に会する合同就職説明会を実施いたしました。9社の企業が参加し、参加人数は、昨年を上回る111人が参加されました。今後も特にUターン就職や産業振興などの支援のため、このような取り組みを推進いたします。

また、美和工業団地に立地されました九州小出鋼管株式会社様の新工場建設に伴う地鎮祭が行われました。新工場の面積は、約1,000平方メートルで、主に自動車用精密鋼管等の加工及び販売が行われます。

次に、観光及び文化振興についてでございます。

草地踊り保存会発足40周年を記念し、県内を代表する伝統芸能5団体が一堂に会する「おおいたの伝統踊り2008 in 豊後高田」を8月17日に開催いたしました。まず一緒に見ることができない踊りの共演であったことから、県内各地から約5,000人の来場者で会場が埋め尽くされ、それぞれの踊りに魅了されました。

また、翌日に恒例の高田観光盆踊り大会を開催いたしましたところ、44チーム総勢約1,000人の踊り子の方々が、昭和の町を踊り歩き、最後には連日の出場となりました草地踊り保存会の特別出演により、大会に花が添えられました。

次に学力テストについてでございます。

県基礎・基本定着度状況調査につきましては、県下の小学校5年生にあつては国語と算数の2教科を、中学校2年生にあつては国語と数学と英語の3教科を対象に実施されました。4年連続で両学年、全教科とも全国平均を上回るという結果は、16郡市中豊後高田市だけでございます。

また、全国学力・学習状況調査につきましては、全国の小学校6年生と中学校3年生の国語と数学を対象に実施されました。大分県は全国を下回る結果となりましたが、豊後高田市では全国を上回る成績となり、学びの21世紀塾などの成果が着実に現れているものと思われま。

次に、後ほどご説明いたします平成19年度の決算認定議案の提出にあたりまして、行政改革の財政効果についてご説明いたします。

平成19年度末の基金残高は「50億5,700万円」となり、財政シミュレーションでは「19億6,700万円」で試算していたしましたので、差し引きすると、平成17年度からの3年間で「30億9,000万円」の財政効果を上げたことになり、平成18年度までの効果が14億9,300万円でございますので、平成19年度の単年度では「15億9,700万円」の効果を上げたこととなります。

この内訳を申し上げますと、計画の81項目の改革で「6億5,200万円」、市税収入の増で「1億7,700万円」、地方交付税等の増で「5億2,800万円」当該項目以外の歳出削減効果で「約2億4,000万円」でございます。

このように、過去3年間の財政効果は計画を上回る数値がでており、目標値より改善されています。しかしながら、財政の弾力性を示す経常収支比率は95.9パーセントで、平成18年度の94.3パーセントと比較すると1.6パーセント悪化しており、財政の硬直化は進んでおり、決して楽観できる状況ではございません。また、総務省より公表された平成21年度地方財政収支の仮計算は、地方交付税がその原資となる国税の減額精算分の影響などにより、3.9パーセントの減額になるという大変厳しいものでございます。また、今後も社会福祉関係費が増えていくことや、社会資本整備のために発行した地方債の償還が当分高い水準で推移することなどにより、財政状況は依然として非常に厳しい状況でございます。

このようなことから、これまでどおり行政改革の

9月9日

取り組みを着実に実行する必要がありますので、今後とも議員各位を始め市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら健全な財政運営を進めていく所存でございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、第59号議案の非核平和都市宣言についてでございます。

非核平和都市宣言は、合併前の旧1市2町で決議し、合併後もその決議の趣旨と精神を踏襲してまいりましたが、このたび新市として、本市の宝である豊かな自然と文化を後世に残し、かつ、平和で安全な市民の生活を守るため、あらためて非核平和都市宣言を行いたいので提出するものでございます。

次に、予算及び決算関係の議案及び報告についてでございます。

第60号議案の平成20年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)につきましては、総務費の遠隔画像診断システム整備事業費、大学連携健康相談モデル事業費、民生費の安否確認見守りネットワーク準備事業費、障害者対策臨時特例交付金事業費、農林水産業費の水産用燃油高騰緊急対策事業費、商工観光費の夷谷温泉の整備に要する経費、教育費の森林体験学習促進事業費、チャレンジ体力パワーアップ事業費、特別支援教育支援員の配置に要する経費、スクールソーシャルワーカー活用事業費、全国・九州中学校体育大会出場費補助金等を計上するものでございます。

その財源につきましては、県支出金、繰越金及び市債で措置しております。

補正予算の総額は、2,945万1,000円の増額で、補正後の予算総額は133億9,785万8,000円となり、当初予算に比べ0.2パーセントの増となります。

第61号議案の平成20年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成19年度超過交付に係る国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の精算還付金を計上するものでございます。

その財源につきましては、前年度繰越金で措置しております。

補正予算の総額は、3,011万2,000円で、補正後の予算総額は、25億2,106万8,000円となり、当初予算と比べ1.2パーセントの増となります。

第62号議案の平成20年度豊後高田市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、資本的収入及び支出の内、1款「資本的支出」の1項「建設改良費」を1,450万円増額し、3項「開発費」を1,450万円減額するものでございます。

その財源につきましては、1款「資本的支出」、3項「開発費」の内、委託業務の入札執行に伴う予算残額1,450万円により措置しております。

第72号議案の平成19年度豊後高田市歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度豊後高田市歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

各決算は、平成19年度の予算に計上し、平成19年4月1日から出納整理期間である平成20年5月31日までの間に会計処理を行ったものの決算でございまして、各会計における主要な施策の成果につきましては、別冊の「主要施策の成果説明書」のとおりでございます。

まず、平成19年度豊後高田市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額142億9,197万1,710円、歳出総額140億1,079万5,753円、差引2億8,117万5,957円となり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2億7,837万1,957円となります。

歳入の主なものは、市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び市債で、歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設整備事業費、学校給食センター建設事業費、小学校の耐震改修事業費、道路新設改良事業費、森林居住環境整備事業費、各特別会計への繰出金、退職手当及び合併特例債を活用した地域振興基金積立金です。

次に、平成19年度豊後高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額32億8,133万7,371円、歳出総額32億9,920万8,256円で、差引不足額1,787万885円については、平成20年度歳入から繰上充分で補てんをしたところでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び療養給付費交付金で、歳出の主なものは、一般被保険者・退職被保険者等療養給付費負担金、老人保健拠出金及び介護納付金です。

次に、平成19年度豊後高田市老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額39億6,

563万7,156円、歳出総額40億1,574万2,920円で、差引不足額5,010万5,764円については、平成20年度歳入から繰上充分で補てんをしたところでございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金及び国庫支出金で、歳出の主なものは、老人医療給付費です。

次に、平成19年度豊後高田市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額25億146万9,392円、歳出総額24億4,364万6,825円で、差引5,782万2,567円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費です。

次に、平成19年度豊後高田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも3,865万5,957円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、簡易水道使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成19年度豊後高田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも11億5,917万4,704円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、公共下水道使用料、一般会計繰入金及び市債で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、下水道整備事業費及び公債費です。

次に、平成19年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも5億561万26円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、特定環境保全公共下水道事業分担金、国庫支出金及び市債で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、下水道整備事業費及び公債費です。

次に、平成19年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも5,028万5,955円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成19年度豊後高田市漁業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも1,835万9,663円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成19年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額15億1,811万5,298円、歳出総額14億9,004万2,298円、差引2,807万3,000円となり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び市債で、歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設整備事業費です。

第73号議案の平成19年度豊後高田市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度豊後高田市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

平成19年度の実績は、総配水量が173万31立方メートル、有収水量が151万1,629立方メートルです。

収益的収支につきましては、収入総額2億1,705万8,956円、支出総額1億9,734万3,435円となりました。

損益計算による総収益は2億727万8,403円、総費用は1億9,058万5,324円で、差引1,669万3,079円の当期純利益が生じました。

資本的収支につきましては、収入総額3,060万8,423円、支出総額1億1,735万9,935円で、差引8,675万1,512円の不足額が生じましたが、この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額290万6,107円、過年度分損益勘定留保資金6,568万4,149円及び当年度分損益勘定留保資金1,816万1,256円で補てんをしたところでございます。

報第8号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

9月9日

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は収支が黒字となっていますのでございません。実質公債費比率は16.0パーセント、将来負担比率は103.7パーセントとなっています。いずれも、早期健全化基準の値を下回っていますので、健全な段階にあると考えております。

報第9号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく特別会計等の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

各会計ともに資金の不足はありませんので、比率はございません。

次に、宣言、予算及び決算以外の議案及び報告についてでございますが、各議案の末尾に提案理由を付していますので、そのすべてについての説明は省略し、主なものについてご説明申し上げます。

第63号議案及び第64号議案は、財政健全化のため現在推進している行政改革の取り組みの一つであります、城台保育園の民間への移管に関する議案でございます。

第63号議案の豊後高田市立保育所条例の一部改正につきましては、城台保育園を平成21年4月1日から社会福祉法人真玉福祉会に移管するため、当該保育園を廃止することについて条例改正を行うものでございます。

第64号議案の財産の無償譲渡につきましては、城台保育園の園舎及び設備一式を、移管先へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものでございます。

報第7号の損害賠償の額の決定及び示談につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、2件の事故について専決処分したので、報告するものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案及び報告についての説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） 次に、第72号議案及び第73号議案について、監査委員に決算審査意見報告を求めます。

代表監査委員井ノ口豊則君。

代表監査委員（井ノ口豊則君） 皆さんおはようございます。代表監査委員の井ノ口でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

平成19年度の決算審査につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、豊後高田市市長より、平成19年度豊後高田市一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算が審査に付されましたので、ご報告申し上げます。

また、今年度から施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく書類が審査に付されましたので、併せてご報告申し上げます。

審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類につきまして、歳入歳出簿その他関係書類と照合するとともに、予算執行状況並びに財産及び基金の管理状況について関係諸帳簿との照合、計数の分析、前年度との比較を行い、関係課による事情聴取等も行いました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書及びその他関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数は関係書類と符合し、正確・適正に事務処理されていることが認められました。

なお、健全化判断比率におきましては、早期健全化基準内であり、良好な状態であり、資金不足比率におきましても、資金の不足額がなく、良好な状態であると認められました。

詳細につきましては、お手元にお配りしております別紙意見書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（中山田健晴君） 次に、これより第59号議案から第73号議案まで及び報第7号から報第9号までの質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、5番山田秀夫君及び2番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） 次に、この際議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質疑は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質疑通告にない事項及び聞き取り

時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

議長（中山田健晴君） しばらく休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時38分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。議案質疑並びに関連の一般質問を行います。市民にわかりやすい明確な答弁をされることを最初に要求しておきます。

最初は、第59号議案についてであります。

先程市長からも説明がありましたように、合併前の、旧高田、真玉、香々地では非核平和都市宣言をしておりましてけれども、合併したために消滅をし、豊後高田市役所に掲げておりましたこの看板も撤去してしまいました。私は、合併後の最初の議会的一般質問において、この問題を取り上げまして、戦後60年の節目を迎えた今日、全人類共通の課題として、核戦争防止、核兵器全面廃絶の実現を求めると、国是とされる非核三原則を遵守するために、新豊後高田市においても、非核平和都市宣言をすべきではないかと、市長に要求をいたしました。

ところが、市長は、議会で充分議論をしていただきたいと答弁をしたものの、議案の提案をしないまま今日を迎えてまいりましたが、私はその後も、当時の菅議長に文書で要求しています。それでも提案をしないために、毎年8月に行われる国民平和行進、そのときに、行進団の代表と一緒に、市長、議長に、豊後高田においても議決するよう要請してまいりました。

今年は、被爆63年になりますが、いまだに非核平和都市宣言の議決をしていないのは、県下18市町村ありますけれども、豊後高田市だけです。新豊後高田市が誕生して3年半となりました。市長は、今回ようやく非核平和都市宣言の議案を提案しましたが、この議案の提案が遅れた原因と反省について、市長の見解を求めたいと思います。

世界中から核兵器を廃絶させるために、豊後高田市でもこの宣言都市の広告塔を設置することや、原爆の恐ろしさを伝える原爆写真展やビデオの上映な

ど、他市でやってるように、毎年そういう事業を実施するなど市民に対する核兵器廃絶の世論喚起をすべきだと思いますが、今後、非核平和のための事業計画について明らかにしていただきたいと思います。

次は、63号議案についてです。

市長は、来年4月から城台保育園の民営化を図ろうとしていますが、その目的と狙いについて、子どもや保護者などに与える影響はどう考えているのか。

64号議案については、城台保育園の民営化に伴い、現在の建物や設備一式を無償で譲渡するという事なんですが、この資産は、金額にするとどれぐらいの価値観があるというように判断されてるのか、説明してもらいたい。

67号議案についてですが、市役所の横にあります、中之島児童公園を来年4月から廃止をする。で、この児童公園を廃止することとしないということで、どういう影響を及ぼすと考えてるのか、明らかにしていただきたい。

関連一般質問ですけれども、市内にほんのわずしか公園がない。大分県の中でも豊後高田市が面積の割に公園面積が一番少ない市になっておりますが、人口もどんどん減っておりますけれども、若い人たちが安心して豊後高田に住んで、子どもも産み育てられるような環境をつくるということは、市長や市議会の大事な役割と思うんです。

よって、現在あるこの公園についても、やっぱり市民から喜んでもらえるように整備をすべきだし、また、玉津側などについては、台地は住宅地になっていますけれども、1箇所も公園がない状況ですけれども、新たに公園を設置するか、定住対策として公園の設置や整備に取り組むべきだと思いますけれども、見解を求めます。

次が第72号議案、これは平成19年度の決算についてであります。その中の一つは、基金の問題です。市には、減債基金とか公共施設設備整備基金などありますけれども、総額にしまして56億円を超える貯金を持つてるわけでありまして。問題なのは、借金をしているその金融機関に払う利息の利率と、貯金をして金融機関からもらっている利息の利率があまりにも大きすぎるわけでありまして。56億円貯金してるこの利息を、若干でも引き上げることによって、年間の収入が相当増えると思うんですけれども、そういう利息の引き上げをですね、市長の政治力を発揮して、実現することはできないのかどうか、見解を求めます。

9月9日

次は、借金の問題ですけれども、借金が19年度末で188億円を超えています。年間実際に払う利息だけでも3億円、約3億円であります。で、何とか、これまでも繰上償還方式をとってきましてけれども、まだ高い利息のこの借金については、繰上償還方式を積極的に推進をしてですね、この利息の歳出を極力抑えるべきだと思うんですけれども、見解を求めます。

次は、市営住宅の家賃についてであります。

もうすでに市営住宅を退去した方を含めて111人の方が滞納していると。滞納総額が2,700万円という決算になっていますけれども、この滞納の現状をどのように認識をされ、今後解決しようとしてるのか明らかにしていただきたいと思うんです。この点については、資料要求、3番で資料要求しますけれども、これぐらいな資料しか出してないところに、やっぱり市長の政治姿勢が問われる問題です。なぜ、私が要求するように、この実態が一覧表でわかるようなものを出せないのか、個人の名前は伏せて番号で出したとなってるんですが、出せないことないです。個人情報問題では一切関係ないことでしょう。本当に分析されてるのかどうか。されれば、今後どう解決するのか明らかにしてもらいたいと思います。

それから、関連一般質問ですけれども、これは私はもう長年この決算の審議の時に問題にしてきました。年々滞納が増えているけれども、これだけいま、自民党、公明党の政治の下で国民の生活が厳しくなっていると。なかなか、食べることが先でなかなか家賃まで行きつかない、そういう家庭もあるんですよ。だから、そういう家庭については、家賃の減免制度、もう全国で実施しておりますように約半分にする、あるいは2割減額する、3割減額するという措置ができるようになってるわけでしょう。うちの場合も、ちゃんと減免制度を実施してきてるんです。しかし、県下の状況を調べてみましたけれども、高田の場合は、年間1件しか減免制度をやってないわけですね。私の調査では、ずっと生活保護をもらってる方、あることから生活保護を打ち切られたと、打ち切ったことのほうが問題ですけれども、その方についても、減免制度を適用せず、当たり前前定額の家賃を取ってるという事例も明らかになっています。だから、この減免制度について、関係者、対象者に周知徹底してですね、適用してもらって、家賃を安くして完納してもらおう方法をとるべきではない

かと思うんですけども、その辺の見解を求めます。

次は、同和事業の住宅新築資金についてであります。

これは、永松市長になってからこの事業はもう実施してないんですけれども、前の、前の前の市長のことなんですけれども、貸し出した住宅の新築や改築や土地の取得の資金が、償還期限が来ても払ってもらえないと。決算書で見ると、調定額が5,983万円に対して、償還額が179万1,650円しかない。そのためにどれだけ回収したのか、私、前の年、その前の年の決算を見てみたら、合併した年は償還額が321万円ありました。その次の年が226万に落ち、この決算年度の19年度では179万円しか回収されてない。調定額5,983万円に対して179万の回収なんです。年々回収額がですね、減ってきています。そのために、滞納総額、史上最高を更新しまして5,800万円がこげついてるわけでありまして、これが回収できれば、市民のために有効に活用できるわけなんですけれども、これ、今回19年度の決算の審議してるんですけども、19年度の予算審議の時に、私はいろいろ問題指摘してるんです。その中であなた方はどう答えたか。今後は、臨戸訪問を重ねて徴収に努力をしまいたいと答えてるんです。この1年間ですよ、決算年度1年間に、どれぐらいの規模の臨戸訪問を重ねてきて、その成果がどう上がったのか、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

それから、今年の3月の議会でも改めてこの問題を取り上げまして、私の分析、私の関係者いろんな関係者からの情報の結果、独自調査もしましたけれども、例えば、長期に滞納してる方が、その方の息子さんが市役所の職員である。それから、また別ないわゆる1,000万規模の滞納してる方については、その借主の奥さんが長年市役所の職員として働いていたという関係も、私なりに事実を調べてます。そのことを指摘しましたら、そういう市の職員関係者がこんなに長期に滞納していることが許されてよいのかと。それに対して、課長は、事実関係を調査することを約束してありますが、調査した結果どうなったのかも市民の前に明らかにしていただきたい。

今後、この問題にどう解決しようとしてるのか、明確に答弁をいただきたいと思います。

次が、生活保護の問題についてであります。

ご承知のように、いまの国の政治があまりにもひどいために、貧困と格差が益々ひどくなってきてお

りまして、もう生活保護を受けなければ今日の生活もできない方々も増えてきています。これは全国的にそういう状況でしょう。高田でも同じですよ。ところが、私、決算を分析してみましたら、合併する前は、旧高田、真玉、香々地で、合わせて103世帯、136人が生活保護を受給していました。ところが現在はどうか。現在は、90世帯で103人しか生活保護者がいない状況です。これも、いわゆる合併後に大幅に減ってきてるわけですね。全国的には、この3年間大幅に増えてるんですよ。時代に逆行してるんです。高田の場合。

このことをどう分析をされているのか。大幅減少についての、これはやっぱり福祉事務所の対応に問題があったんじゃないかと。再質問で問題点を明らかにしますけれども、私は思うんですが、そのあなた方は、この大幅減少の原因、他市に比べてみても、全国平均、大分平均からみても、高田の場合、極端に生活保護世帯が少ないという、生活の実態はそうじゃないんですよ。生活は、市民の生活の実態はもっともひどいのにな、生活保護を実際にもらえる方についても、実際には支給していないと。このことについてどう考えているのか、今後の対応について、市民が納得できるような答弁を求めたいと思います。

次が、生活保護者の病院に通院する場合の足代ですね、移送費ですね。これは、北海道滝川市で暴力団がですね、タクシーを不正に使ったように、使ったように不正行為をやってですね、2億円の不正事件が明らかになりましてね、全国的な大問題になって、厚生省もこれから移送費の問題については、いろいろえぐられてるわけなんですけれども、悪質については、当然ね、えぐって改善をすべきですよ。ところが、高田の場合、この移送費が、県下調べてみても、極端にこれまた少ないわけなんですけれども、この移送費についても、交付実績が少ないことについて、どのような認識をしてるのか、今後の対応についても明らかにしていただきたいと思います。

あとは、生活保護費について、基本的には、まあ振り込みで90世帯全部実施してるのかなあと思いましたら、そうではない。わざわざタクシーを雇って、生活保護費をもらいに来る方もあるという話を直接聞きましてね、びっくりしたんですけれども、やっぱり、基本的には振込方式、口座振込で支給すべきだと思うんですけれども、それはなぜできない

のか、どう改善する考えなのか、明らかにしていただきたい。

次が、市道や河川の管理についてであります。資料をいただきまして、市道の管理については実態がわかりましたけれども、こういうように公費で管理をしているわけなんですけれども、このことをこれで充分というように認識されてるのか、改善したいと考えてるかが問題なんです。

それで関連一般質問の中ですけれども、一つは、市道の側溝の泥の撤去や清掃作業について、私も長年玉津下町の区長をしておりまして、清掃作業に取り組んできましたけれども、もう玉津だけじゃない、市内全域ですね、この高齢化を迎える、なかなか人不足、あるいはもう側溝を引き上げるのにも、もう人間の手ではどうにもならない側溝も随分ありますね。だから、そういうところについても、何年に1回は土砂やごみを掃除をする、除去するという管理が必要だと思うんです。それはもうなかなか地元だけでは実施できない地域が出てきています。そういうところに、何らか、これ法的には、市の管理ですね。市が100パーセントやらなければならないことなんですけれども、何らか、地元でできないところについては、市としての措置ができないのかね。例えば、シルバーに委託するなりなりですね、いろんな方法があると思うんですけれども、それから草刈りについても同じです。資料で見た限りでは、同じ豊後高田市でありながら、香々地地区については、相当小さな市道までが市の管理で草刈りやるようなんですけれども、もう旧豊後高田の約倍ですね。路線についても、金額についても。だから、旧豊後高田においてもね、真玉においても同じですが、やはりもう社会情勢が大きく変化しまして、集落から集落の間、ものすごい長い地域があります。高齢化しまして、その長い地域の草刈りができない地域が多いわけなんですわね。県下調べてみたら、それぞれね、市のいろんな方法とって草刈りやってます。地元方式というのはね、もうなかなかその、ほんの小さな地域ならいいですよ、広い地域でね、地元が全部持つちゅうのは難しい話なんで、例えば草地の長添の上の開拓道路なんかね、もう大変のようですね。だから、こういうところについて、まだ大幅に改善をして、地元でなかなかできないところについては、その要望に応じて、市が委託して実施するという方法とれないかということです。ぜひそうしてもらいたいと思いますが。

9月9日

それから、県が管理してる河川についてです。

これも、例えばそこの中伏の市営住宅から降りたところに石部川がありますけれども、あそこの今年のアシの状況ちゅうのはすごいですわね。何人からも通っておりまして、自転車で私通ることもあるんですけども、呼び止められまして、これどう思うかと、私が詰められます。詰めたくなるぐらいに馬鹿げたことないんですね。だれが管理してるんかと。あの中伏の川はですね、県が莫大な経費をかけて公園化してるんですよ。石を積んでですね、中、公園化してるんですよ。それがもう公園の状況なんか全くわからないね、もう草の山になってます。もう林になってますわね。ずーっと。旧中村議員のところに向けてですね。これなどについて、これなどなどですよ。そういう河川がかなりありますが、やはり防災面からみても、県の河川は県に、その事故が起こったら遅すぎますね。早く、防災面からも環境面からもやはり整備させるべきだと思いますけれども、県に働きかけて実施させる用意があるかどうか。

次が、公共下水道の水洗化率の問題です。資料が出されていますけれども、もう最近止まっているんですよ。市長は、昭和の町、昭和の町で大騒ぎしてるけれども、こういう問題についてはもうどうでもよいと、全然特別指示したことがないようですけども、やはりこの事業効果を上げるためには、初期に、もう一回原点に戻ってですね、やはりその期限を区切って、無利子の融資制度を設けるなどしてですね、やっぱり促進を図るべきだと思うんですけども、その見解を求めます。

次が、第73号議案についてであります。

水道料金の滞納が1,400万円を超えました。その原因と徴収の取り組みの現状と改善についてね、市長が先程少し上げましたけれども、もう少し市民がわかるように、それからこの滞納の大きい原因の一つが、納税組合に対する手数料を打ち切ってしまった。これが大きいと思うんですけどもね、そのことについて何か反省してるのかどうか。

それから、もう1人の方が数百万円の滞納してるね。毎回これ議会で追及してきましたけれども、そういう人が片付いたのか。そういう長期滞納者に対する特別なですね、取り組みを、解決のための特別な対策をされてるのかどうか。その辺の実績について、明らかにしていただきたい。

最後に、関連一般質問で、郵送で各世帯に「給水停止を実施します」というこの市長名の文書が配ら

れたことで、ねえ、2日間でも500件からの苦情の電話が届いた。あるいは水道課に何人も市民が押し寄せたというふうに聞いてますけれども、これはもう豊後高田始まって以来の大騒ぎになりましたわね。市長は、先程弁明をし、謝罪をしましたが、本当に反省したということになってないと思うんです。なんでこんな馬鹿げたことをしたかと。先程の市長の説明では、市民は納得できませんよ。で、このことについてですね、どう反省されて、今後この教訓をどう活かそうとしてるか。それは先程全然なかったんですよ。それは失敗はだれでもします。今後どう活かそうとしてるのか、市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

議長(中山田健晴君) 市参事兼総務課長佐藤良雄君。

市参事兼総務課長(佐藤良雄君) 大石議員の第59号議案についてお答えいたします。

非核平和都市宣言については、合併前の旧市町で、議員提案により議決され、その趣旨と精神をこれまで踏襲してまいりました。今回、新市として、改めて本市の自然と文化を後世に残し、かつ、平和で安全な市民の生活を守るため、宣言をするものでございます。

なお、事業計画については、議決をいただいた後に、これまでの経過を踏まえて具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(中山田健晴君) 福祉事務所長安東良介君。

福祉事務所長(安東良介君) 城台保育園の民間移管についてお答えします。

城台保育園の民間への移管につきましては、財政健全化のため、現在推進しております行政改革の取り組みの一つでございます。本年2月に移管先事業者の公募をし、社会福祉法人真玉福祉会理事長 木下秀孝氏に移管することとなりました。

この民間への移管につきましては、豊後高田市行政改革大綱に基づき行うものでありますが、民間の活力を活かした保育サービスの向上を目指し実施するものでもあり、将来的には、市の子育て支援の中核的な施設としても期待いたしているところでございます。

具体的には、午前7時から午後8時までの延長保育、休日保育、一時預かり保育などを、保護者の保育ニーズに沿った特別保育として実施することを移

管条件として付しております。

また、来年4月1日の移管を、園児や保護者の方に不安や戸惑いを起こさないで行えるよう考慮し、来年1月から3月までの間、移管事業者と現職員による合同保育の実施も計画しているところでございます。

なお、公営でも民営でも、保育内容等、保育園の運営に関しましては、厚生労働省が示している保育所保育指針に基づき実施することとなっておりますので、現状とほとんど変わるところはないと理解いたしております。

次に、城台保育園の園舎設備の無償譲渡についてでございますが、城台保育園は、建築から29年を経過しており、園内関係設備につきましても、取得年月日の古いものが大半で、無償譲渡に伴う正確な評価額は把握いたしておりません。

城台保育園の移管につきましては、保育園に通園する園児や保護者の方、これから対象となられる方々のためにも、いまよりなお一層保育サービスの向上を目指し、実施するものでございます。

したがいまして、市の子育て支援充実等、移管目的達成のためにも、移管事業者が引き続き、安定し、充実した保育園の運営を持続して行えるよう、園舎と関係設備については無償譲渡することにいたしたところでございます。

次に、第67号議案、中之島児童遊園についてお答えいたします。

中之島児童遊園につきましては、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つであります。これは、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童が安全にかつ健全な遊び場として利用することを目的とした野外型施設であります。しかしながら、現在、児童数の減少や、児童が被害者となる犯罪の増加などにより、屋外で遊ぶ児童の姿は大変少なくなっているように思われます。

特に、本児童遊園においては、隣接する高い建物や構造物の建設により、児童遊園内で遊ぶ児童の姿が見えにくいなどの理由により、利用者はほとんどいない状況にあります。

このような現状をふまえ、本児童遊園の利用者として考えられる隣接自治会に居住し、児童を養育している世帯に対し、本年6月、中之島児童遊園の利用状況についてのアンケート調査を実施いたしました。

その結果、周辺からの見通しが悪いことや、利用

者のマナーや風紀が悪いなどの理由により、現在、児童の利用はほとんどなく、今後も利用は考えていないとの回答が多く見受けられました。

調査回答を分析した結果、既存施設の所在地での児童厚生施設としての機能の維持は困難と判断したところでございます。

しかしながら、児童を養育していく上で、児童が安全に安心して遊ぶことのできるスペースの確保は不可欠であるとの考えから、現在準備を進めております、中心市街地活性化事業における中央公園等改修事業において補完できるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護者についてお答えします。

生活保護制度は、わが国の最後の公的救済制度と位置づけられており、その種類は、生活扶助を始め、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助により構成され、援助を必要とする人の実情、実態に即応し実施されることが原則となっております。

本市につきましては、平成17年の合併時には、約2万6,000人の人口であったものが、過疎、少子高齢化の進行等により、平成20年7月末では、約2万5,000人と減少している状況であります。

生活保護世帯につきましても、全被保護世帯に対する高齢者世帯の割合は50パーセントを超えており、単身者が亡くなられたこと、または高齢者施設への入所により、保護の必要がなくなったことが保護の減少の原因であると分析しているところであります。今後につきましても、国の法定受託事務である本制度の運用実施にあたっては、セーフティネット最後の施策であることを充分理解し、適正実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護者の通院移送費の現状と今後についてであります。平成20年4月1日付の医療扶助運営要領の一部改正及び6月以降の厚生労働省の通達等により、支給要件が一般的給付と身体障がい者の移動等の例外的給付とに明確化され、例外的給付の範囲については、もっとも経済的な経路及び交通手段によって行うものとされたところであります。

また、医療扶助要領における被保護者の医療機関については、被保護者の居住地に比較的近距離に所在しているなどの標準に従い、保護の実施機関が選定することとなっているところであり、例外的に特別な治療が必要な場合など、前に申し上げました標準以外であっても、選定しているところであります。

9月9日

そのため、通院移送費の支給については、明確化された支給要件に従い、支給に努めているところでございます。

次に、生活保護費の銀行口座の振り込みについてでございますが、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助については、金銭給付の方法により行われることとなっており、これらの扶助費の支給方法として、制度的には、福祉事務所窓口払い及び銀行口座への振り込みがありますが、保護の実施機関が被保護世帯の利便等を考慮して方法を決定することとされているところであります。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 建設課長河野義雄君。

建設課長（河野義雄君） 大石議員の第67号議案の関連一般質問についてお答えいたします。

現在、都市公園として供用開始している公園は8箇所あり、そのうち遊具を設置している公園は6箇所でございます。遊具につきましては、定期検査を年に1回程度行い、公園の維持管理の際に、遊具の安全確認を実施しているところでございます。

また、遊具の補修は、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づいて実施しているところでございます。

遊具の新規の設置の状況につきましては、近年、花いろに大型遊具を設置したところであり、ご存じのとおり、毎日のように、親子連れや子どもたちが遊ぶ姿が見受けられております。遊具の拡充につきましては、現在、中心市街地活性化基本計画に基づき、中央公園の改修の中にすでに計画しているところであります。

次に、第72号議案と関連一般質問についてお答えいたします。

まず、市営住宅の家賃の滞納の現況と今後の対応についてでございますが、滞納状況につきましては、滞納総額2,744万9,689円となっており、その内訳は、現在入居者で1,810万6,069円、既退去者で934万3,620円となっております。

また、滞納者の総数は111名で、現在入居者67名、既退去者44名となっております。このうち、平成19年度新規に発生した滞納者は22名となっており、悪質な滞納者については、保証人も含めて納付指導を行ってきており、少なからず収納率の向上にもつながっていると思っております。

今後についても、保証人を含め納付指導など、各

地域で統一的集中的に行うなど、徴収の強化に鋭意努力してまいりたいと思っております。

また、住宅使用料の減免制度につきましては、住宅入居の際に「入居のしおり」を通して、制度についてきちんと説明しておりますし、新年度の家賃決定の通知の際も、不服の申し立ての期間を設けて対応しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、住宅新築資金滞納の原因と今後の対策についてでございますが、住宅新築資金等貸付金の滞納額は、平成20年5月末日現在で5,803万9,409円でございます。滞納の原因といたしましては、貸付期間が長年にわたることから、借受人本人の多くが死亡している。その相続人の一部については、相続放棄の手続きをとっております。また、借受人本人が自己破産をしている場合もあり、借受人本人からの徴収が困難であるのが現状であります。

なお、保証人につきましても、多くが死亡しており、現在不明な方も数名おられます。今後とも滞納整理に努めてまいりたいと考えております。

3月議会で調査するとお答えいたしました滞納状況の調査結果についてでございますが、不適当な借り入れの事実は認められておりません。

次に、市道や河川の管理についてでございますが、平成19年度の市道等の草刈り管理につきましては、36路線を対象として、委託にて実施をし、その総経費は431万3,719円でございます。

次に、側溝の通常の清掃作業につきましては、これまでどおり、地域の方々のご理解とご協力をいただくようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、市道の草刈り管理についてでございますが、現在、幹線道路につきましては、建設業界等に協力をいただき、草刈りを実施しているところであります。その他の路線の草刈りにつきましては、今後、雑草の繁茂状況や要望等を勘案し、地元の皆さん方にご理解とご協力をお願いしながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、県への河川管理の働きかけについてでございますが、県では、河川内のアシ等の対処に苦慮しているところであります。

その除去については、河川内の土砂等堆積による河川断面に影響を及ぼし、治水上の問題や危険性がある箇所については、優先順に河床掘削等行って処理しているとのことでございます。

また、このような状況でない河川については、ア

シ等の除去は困難としております。市では、県の取り組みについて、情報の提供をもって協同してまいりたいと考えております。

また、石部川のアシの除去につきましては、増水による堤防の越流とは直接の関係は認められないという考えのようであり、治水上の問題については、昨年一部嵩上げを実施し、今後、経年劣化による対応が必要な場合は、他の河川と同じように、優先順に河床掘削にて処理を行うとの考えであります。

石部川のアシの除去につきましては、このような県の取り組みを踏まえ、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中山田健晴君） 財政課長野村信隆君。

財政課長（野村信隆君） 第72号議案、基金の利子についてお答えいたします。

基金に属する現金につきましては、金融機関に預金することにより、その管理及び運営・運用を行っているところでございます。

このうち、決済性預金につきましては、無利息であります。各会計の現金が一時的に不足した際に、繰替運用の財源として対応するものであります。また、万が一銀行が破綻した際に、元本保証され、安全性が保たれるものであります。基金に属する現金をより効果的に運用するため、決済性預金の割合を最小限に抑えるとともに、その他の預金につきましても、借入金等とのバランスを見ながら、適宜安全性や利回りのよい定期預金等に切り替えを行っているところでございます。

なお、平成19年度におきましては、ふるさと市町村圏基金及び地域福祉基金の基金の原資を取り崩して活用するものでない果実運用型の基金であることから、定期預金と比較すると、利回りのよい5年満期の国債を購入したところであります。

これらの結果、基金全体の利息の決算額は、平成18年度の約380万円に対しまして、平成19年度は1,150万円となり、約770万円の増加となっております。

今後も、安全性や利率を考慮し、効果的な基金の運用を借入金等とのバランスを見ながら行ってまいりたいと思います。

次に、繰上償還についてお答えいたします。

公的資金保証金免除繰上償還につきましては、実質公債費比率、経常収支比率、財政力指数、合併の有無等、一定の条件を満たす地方公共団体を対象に、

平成19年度から平成21年度までの3年間、年5パーセント以上の旧資金運用部資金等の公的資金の繰上償還を行う場合、保証金が免除されるというものでございます。従来は、公的資金の繰上償還を行う場合、実施相当分を保証金として支払わなければなりませんでしたが、この制度により保証金が免除され、繰上償還、または低い利率で借り替えることが可能となりました。

本市においては、平成19年12月末に財務大臣及び総務大臣の承認を受けることができ、平成19年度中に2,535万1,000円の繰上償還を行ったところでございます。今後につきましては、今年度に8,818万7,000円、来年度で1億1,667万9,000円の繰上償還または低利な資金への借り替えを行う予定でございます。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 下水道課長佐當公夫君。

下水道課長（佐當公夫君） 第72号議案について、公共下水道の水洗化率の伸びが少ない原因と今後の対策についてお答えいたします。

公共下水道事業における平成19年度末の水洗化につきましては、資料要求により報告したとおり、約80パーセントであります。水洗化の促進につきましては、常日頃から未水洗化世帯を対象に水洗化活動を行っているところであります。

また、9月10日の下水道の日に伴い、市内5地区を職員及び下水道工事業組合により、一斉に、未水洗化世帯を訪問し、早期水洗化の要請を行っております。

議員ご承知のように、融資制度につきましては、供用開始後3年以内につなぎ込みをすれば、50万円の限度で融資を斡旋する制度がございます。この制度につきましては、汲取便所を水洗便所等に改造するための融資を受けた者に対し、利子補給をすることによって早期に水洗便所の普及を促進することを目的とする制度でありますので、現行制度でいきたいと思っております。今後も引き続き職員で水洗化の推進を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 水道課長甲斐好信君。

水道課長（甲斐好信君） 大石議員の第73号議案についてお答えします。

水道料金の滞納につきましては、電話での催告、催告書の送付、戸別訪問を行うなど、徴収に努めてまいりましたが、全国的な公共料金の不払いなど、

9月9日

利用者のモラルが取り沙汰される中、利用者の理解が得られず、滞納額が増加した現状でございます。

改善策といたしまして、関係課との収納情報連絡会議の設置、水道料金納入相談や給水停止の実施などを行い、滞納が少なくなるよう取り組んでいるところでございます。

次に、納税組合の取扱手数料に関するご質疑についてお答えします。

取扱手数料廃止時の平成17年度の水道料金納付組合取扱件数は2万4,587件、報奨金は73万7,000円でございます。また、これらの納付組合に加入されていた方の平成17年度と平成19年度の滞納状況でございますが、平成17年度の徴収率が99.7パーセントで、滞納額が15万2,000円、平成19年度の徴収率が99.5パーセントで滞納額が26万9,000円となっております。

次に、長期滞納者への滞納整理の実績についてお答えします。

3ヶ月以上を長期滞納といたしますと、平成19年度末で142件となっております。

滞納整理の取り組みといたしまして、新たな滞納者とならないよう、戸別訪問や納付書の数度にわたる再発行などを行い、長期滞納者には、繰り返し戸別訪問し、納入約束や納入相談を受けるなど水道利用者の意識啓発に努めてきたところでございます。

次に、関連一般質問につきましてお答えします。

地方公営企業である水道事業の運営は、利用者の皆様に納めていただく水道料金で賄われております。そのため、料金をお支払いいただいている利用者の皆様へご迷惑がかからないよう、経費の縮減に努めてまいりました。また、水道料金のお支払いがない方には、これまで催告書の送付、戸別訪問などにより未収金の徴収に努めてきたところでございます。しかしながら、滞納額が増加し、脆弱な本市水道事業の運営は圧迫され、大変厳しい状況となっております。

そのため、本市の水道事業におきましては、この窮状を改善するために、検討を重ねた結果、これまで水道料金の未納による給水停止を一部実施してありましたが、水道事業の安定的運営と、水道を利用される皆様の公平性を保つため、今回、改めて制度として給水停止を実施することにより、滞納整理を行っていきたいと考えております。

このことについて、水道を利用されているすべての皆様に広く知っていただくため、給水停止のお知らせの文書を発送させていただきました。この給水

停止のお知らせにつきましては、先程市長より提案理由説明の中で、料金をきちんとお支払いいただいている皆様に、不愉快な思いとご迷惑をお掛けしましたことにつきまして、お詫び申し上げましたところでございます。私どもといたしましても、本当に申し訳なく思っているところでございます。これは、何とかして滞納を少なくしたいという思いでとった措置でございますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 時間が11分になりましたので、多くはやりませんが、明確な答弁をしていただきたいと思うんです。

最初に、この非核平和の問題なんですけれども、なぜ遅れたかということに対して、まともに答えてないんです。何か、これまでの、前の旧市町の趣旨や精神を活かして踏襲してきたというだけで、実際に何もやってないでしょう、平和事業について。今度議決したら何やるんかって、それは議決したあとのことですよという程度でね、平和問題にあまりにもお粗末すぎるんじゃないかという指摘なんです。その反省は全然ないんですか。

それから、来年度やるのかね、今年度補正組んでもやるというのか、その辺も明らかにしてください。もう簡単でいいです、それは。

それから、市営住宅の家賃の問題ね、なぜ資料が出せないのかね。資料を見れば、皆さんわかりますよ、いかにどんな問題なのかというのが。実際にもう入居してない人の扱いについて、出ていくまで片付かなかったというのは、市長は全然責任がないんですか、それは。水道料金を公正公正というけれども、真面目に納めた人がどうなるんですか。だから悪質な滞納者については、それなりの措置をとるべきですよ。

それからね、実際にそうじゃないと、もう自分の収入が少ない人については、減免措置をとって家賃を負けるべきですよ。法定措置ができるわけですから。その辺なぜとれないんですか。

市民にわかるように、一番長い方でどれぐらい、一番多い方で滞納金がいくらぐらい、退去した人と実際にいま入居してる人、それ市民の前に明らかにしてください。

努力すると言ったけど、努力これどれぐらい、2,700万あるんですけど、2,700万の内に徴収可能なものがどれぐらいあるとあなた方は分析され

てるんですか。それだけ。

それから、同和住宅についてもね、同和資金についてもね、先程の課長の答弁になってないですよ。その程度の答弁ではね。まず、第一に、職員の関係者が借りてるじゃないかと。このものについては、不正貸出をしてるかどうかということをお前は問うてないですよ。前回は今回も。そういう人までが、1,000万クラスの滞納しとるとはどういうことなのかと。家族が職員であるんですよ、市の職員でありながらね、1,000万クラスの滞納してるとは何事なんですかと。これ問題じゃないんですか、これは。市長それ問題と思いませんか。そういうことが。私が指摘してるのが間違いですか、それとも。貸し出したことが不正であるかどうかという議論してないんですよ。なぜ長期にこげつかせてるんかと。市の職員関係者までもこういう状況やったらね、本当に困窮者については、もう物が言えないんじゃないんですか。その辺ちょっと明らかにしてください。

それから、全国的にもこれ問題になってるんですけど、全国では、この貸付金の償還事務担当者会議というものが開かれてね、これ全県交流会してるんですけど、豊後高田は1回ぐらい行ったことがあるんですか、これは。やっぱり全国の経験を学んでね、この史上最大こげついてるこの資金についての解決策に、市長は政治生命懸けて解決する、そういう姿勢はないんですか。明らかにしてください。

それから、あと生活保護の問題でね、もう何か人口が減ったんだから生活保護者も減ったんで、何か問題ないみたいな答弁に聞こえてならないんですよ。

大分県のね、現在の生活保護者は、1,000...、えーと違った。総計で、あのですね、大分で6,673人、別府で3,110何人ですね。全部で、それに比べてみて、高田の場合は103人しかないわけでしょう。だからね、別府の人口比と高田の人口比で比べてみたらね、別府のね5分の1以下なんですよ、高田は。県下平均の、県下の人口比で見たときに、高田の場合、県下平均の3分の1しか生活保護世帯ないんですよ。そのことは、まず申請数、そこにデータが出るように、申請数が12件、17年度に12件あって、保護を開始したのが7人でしょう。もういわゆる保護の開始率が県下ですば抜けて最低なんですよね。申請はあっても認めてないんですよ。却下した、取り下げさせたというデータになってるでしょう。ケースワーカーも2人しか

ないというのは、豊後高田市だけですね。だから、本当に生活が困ってる方々に、やっぱり生活保護を受給させるという、その立場がなくて、やっぱり申請も受け付けない、受け付けても却下する、あるいは取り下げさせるというね、やっぱり非人間的な行政行為をやってるんじゃないんですか。その辺市長、その辺の認識はどうなんですか。反省はないんですか。ここを改めない限りね、もう申請数からみても、あるいは保護開始数からみても、大分県の中で豊後高田は極端に少ないんですよ。そのことをどうみるのか。

時間がありませんから、あと水道の問題でね、何かこう滞納が増えてきてる、このままやったら水道料金の改定もせないかんみたいだね、そういう立場からこういうことを起こしてるのが問題なんですよ。だから、水道の滞納を分析してごらん。ね、いま1,400万になったけれども、長期の滞納がどれぐらいなんですか。長期の滞納者は何人おるんですか。実質何人なんの、ここが問題なんですよ。長期の滞納者が問題であって、今回1,400万円に増えたのは、納税組合に対する手数料を廃止してしまった。だから、期限までに納めるのを忘れてしまっただけでね、期限過ぎた1週間後、あるいは10日後に納めたという方がほとんどでしょう。もう3ヶ月も5ヶ月も、あるいは1年も5年もという人は、ほんのわずかでしょうが。そこの対策をとるべきだったんですよ。そういうのが滞納対策でしょう。私が指摘してるように、数百万円も滞納している人がおるけれども、そういう人たちに、何かこの1年間で解決したんですか、少しでも。

私は、水道課長にこの問題が起こったときに聞いてみたら、水道課長自身が長期滞納者が何人おるのか、なんぼあるんか知らなかったんですよ。つかんでもなかったんですよ。そのことこそ分析せないかんね。滞納整理するためにこんな脅しの文書を出すということがもう間違いでしょう。真面目に納めてる人たちに対するね、やっぱり侮辱ですよ。莫大な経費使った無駄遣いですよ。

全戸になぜ出す必要があったのかね。知らせたいというなら、市報、あるいはケーブルテレビで知らせればお金は特別かからないことですよ。これでなんぼかけたんですか、お金を。郵送したところと、手持ちでやったところがあるようですが、郵送がなんぼでね、手持ちでなんぼなのか。その経費は、郵送代と事務費でなんぼなのか。この分は市長と課長

9月9日

でね、弁償すべきだと思うんですけど、その辺どうなのかね、明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（中山田健晴君） 市参事兼総務課長佐藤良雄君。

市参事兼総務課長（佐藤良雄君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

非核平和都市宣言につきましては、先程申しあげましたように、これまでの経過がございます。そこを踏まえまして、今回提案させていただいたものがあります。

（ 22番（大石忠昭君） 遅れたのはなぜかちゅうこと言ってるわけよ、ないじゃないか、答えが。）

さらに、補正が必要かどうかということでありますけれども、具体的な事業計画を議論した後に、その判断をさせていただきたいとこのように思います。よろしくお祈いします。

（ 22番（大石忠昭君） 市長が答えんと、ちゃん。）

議長（中山田健晴君） 福祉事務所長安東良介君。

福祉事務所長（安東良介君） 大石議員の生活保護についての再質疑にお答えします。

本市の対応は、他と異なっているとは思えませんし、適切な取り組みがなされていると思っております。常々、熱心に業務に専念し、研鑽を重ねているところでございます。今後も、引き続き、対象者の皆様や相談に見える方々に生活保護の制度や取り扱いについて、ご理解いただけるよう、できる限り充分な説明をしながら、実施要領等に基づく適切な対応をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈いをいたします。

議長（中山田健晴君） しばらく休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時49分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部に申し上げます。時間が来てますので、明快的な答弁をお願いします。

建設課長河野義雄君。

建設課長（河野義雄君） では、大石議員さんの再質問にお答えいたします。

徴収可能額ということでございますけれども、どこまで、

（〇22番（大石忠昭君） 声が小さい。）

徴収可能額ということですが、どこまでで線

を引くか非常に難しいので、これからも徴収については鋭意努力してまいりたいと思います。

それと、一番最長の方は、滞納で最長の方は何ヶ月かということでございますけれども、入居者につきましては最長は186ヶ月でございます。最高額につきましては195万1,060円でございます。それと、退去者につきましては、最長が102ヶ月、最高額が85万700円でございます。

それと、全国担当者会議に出席したのかということでございますけれども、出席しておりませんということでございます。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 水道課長甲斐好信君。

水道課長（甲斐好信君） 大石議員の再質疑にお答えします。

大口滞納者につきましては、100万円以上が1名、50万円以上が2名でございます。引き続き徴収に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、お知らせにかかりました郵送料につきましては、4,244件で、27万6,100円でございます。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております、静粛をお願いします。

（ 22番（大石忠昭君） 議長、なぜ答弁させん。）

ただ今議題となっております、第59号議案から第71号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（中山田健晴君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。

第72号議案、「平成19年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について」及び第73号議案、「平成19年度豊後高田市水道事業会計決算の認定について」は、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第72号議案、「平成19年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について」及び第73号議案、「平成19年度豊後高田市水道事業会計決算の認定について」は、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただ今設置いたしました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議にはかって指名することになっております。

指名の方法は、先例により、正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時57分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長増田正義君。

議会事務局長（増田正義君） それでは決算審査特別委員会委員の氏名を朗読いたします。

2番成重博文議員、3番安達 隆議員、4番尾上真一議員、6番松本博彰議員、12番鴛海政幸議員、13番後藤龍太郎議員、15番北崎安行議員、16番川原直記議員、18番山本博文議員、19番菅 健雄議員、以上でございます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

ただ今の諸君を決算審査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

決算審査特別委員会の委員の方々には、休憩中に決算審査特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。しばらく休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時 7分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので発表いたします。

委員長に、15番北崎安行君、副委員長に6番松本博彰君、以上のとおりであります。

しばらく休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 0時09分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中山田健晴君） 日程第5、豊後高田市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、4番尾上真一君、6番松本博彰君、20番堂園慶吾君及び21番徳永 浄君、以上4名を農業委員会の委員に推薦したいと思います。

22番（大石忠昭君） ちょっと議長いいですか。議事進行について。議事進行についてね。

議長（中山田健晴君） はい。

22番（大石忠昭君） 選挙するか推薦するかということをはかって、それから推薦が決まれば推薦ちゅう方法をとるべきじゃないんですか。その前にもう関係者を退席させるちゅうのは、もう議会運営上、もうこら大変な問題やないですか。法律はそうなってるでしょう。推薦でいけるんですか。いける。

議長（中山田健晴君） はい、推薦でいけます。

22番（大石忠昭君） いける。

議長（中山田健晴君） はい。

22番（大石忠昭君） ちょっとそれ読みあげて、推薦でいけるちゅうことを。反対があったらいけないでしょ。選挙の要求があればいけないでしょ、推薦で。指名推選でいけないでしょ。

議長（中山田健晴君） ですから、これにご異議ありませんか。ご異議はございますか。

22番（大石忠昭君） 異議ありますよ。指名推選じゃない、選挙してほしい。選挙してもらいたい。私は何にも相談受けてないんだから。ちゃんと議長なら議長なり、推薦すんならな、前もって話がないといかんでしょうが、そらルールじゃないんかい、議会の。

議長（中山田健晴君） これは議長、私の推薦でありますので、選挙でございませぬので、ご理解願いたいと思います。

先程おはかりしました4名の議員さん方を農業委

9月9日

員会委員に推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

22番(大石忠昭君) 反対します、私は、異議がありますよ。反対します、それは、選挙で選ぶべきです。選挙でなくて推薦でいいという根拠を示してください。いままでそんなことになってない。

議長(中山田健晴君) ご異議がありましたので、起立により採決いたします。

(22番(大石忠昭君) なってるかね、農業委員はなってないと思うよ。)

議長(中山田健晴君) 農業委員に4番尾上真一君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、農業委員に4番尾上真一君を推薦することに決しました。

次に、農業委員に6番松本博彰君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、農業委員に6番松本博彰君を推薦することに決しました。

次に、20番堂園慶吾君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、農業委員に20番堂園慶吾君を推薦することに決しました。

次に、農業委員に21番徳永 浄君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、農業委員に21番徳永 浄君を推薦することに決しました。

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

午後 0時13分 休憩

午後 0時14分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 中山田 健 晴

豊後高田市議会議員 河 野 正 春

” 山 本 博 文